

第 6 号

(6 月24日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第 6 号

令和8年6月24日（水曜日）

議事日程 第6号

令和8年6月24日（水曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

知事提出議案の上程（第24号）

知事提出議案の委員会付託（第24号）

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案（第20号から第23号まで） 質疑 討論 議決

議員提出議案の上程（第1号から第7号まで） 質疑 討論 議決

委員会提出議案の上程（第1号） 質疑 討論 議決

議員派遣の件



出席議員氏名（47人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君

堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君

吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 府 高 隆 君
総 務 部 長 下 山 薫 さん
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 枝 國 智 子 さん
理 事 柴 田 英 伸 君
健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 梅 川 日出樹 君
農林水産部長 深 川 元 樹 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
企 業 局 長 森 山 哲 也 君
病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
管 理 者 越 猪 浩 樹 君
教 育 長 佐 藤 昭 一 君
警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
事 務 局 長
監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
事 務 局 次 長 池 永 淳 一
兼 総 務 課 長
首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
兼 議 事 課 長

議事課長補佐 吉 田 晋

午前10時開議

○議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

知事提出議案の上程(第24号)

○議長(内野幸喜君) まず、お諮りいたします。

知事提出議案第24号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第24号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第24号を議題といたします。

第24号 令和8年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

○議長(内野幸喜君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

一般会計補正予算については、中東情勢による影響への対応として、6月5日に成立した国の補正予算に対応した予算で、生活者、事業者へのLPガス料金の負担軽減のための支援など、11億円を計上しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせて194億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,547億円となります。

この議案について、よろしく御審議くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長(内野幸喜君) 次に、ただいま議題といたしました議案第24号に対する質疑を行います、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、ただいま議題といたしました議案第24号につきましては、さきに配付の令和8年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

この際、各常任委員会の開催のため、しばらく休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時58分開議

○議長(内野幸喜君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(内野幸喜君) 次に、日程に従いまして、日程第1、去る15日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第19号まで及び請願について、本日会議において審査を付託いたしました議案第24号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

斎藤陽子さん。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係2議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、周産期医療体制確保のための産科医療機関に対する支援や業務効率化、職場環境改善に資するICT機器の導入等を行う医療機関への支援に要する経費等、総額12億9,100万円余の増額補正であり、補正後の予算額は、一般会計、特別会計合わせて3,462億6,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、物価高騰対策や賃上げ等に関する補助金交付はいつ頃になるのかとの質疑があり、執行部から、医療機関は、今年4月10日から交付申請を開始し、第1回目の支払いは5月下旬に実施した、引き続き、関係部局と連携して、随時支払いを進めていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、福祉、介護職員等に対する処遇改善加算について、補助金交付はいつ頃になるのか、また、同加算は介護分野と障害分野で加算額が異なっており、同じ施設の現場では、平等な対応に苦慮しているとの質疑があり、執行部から、経済対策による補助金は、昨年度末に交付申請を締め切り、支給を開始している、加算額は、国が例年実施している処遇状況調査により算定されている、また、制度ごとに申請時期や申請先が異なり、手続が煩雑であるが、現場で働いている方々に不公平感なるべく生じないよう目配りしていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、歯科保健対策について、1歳

6か月児と3歳児の虫歯有病者率が全国順位で下位とのことだが、10年前と比較して、有病者率はどうに変化したのかとの質疑があり、執行部から、1歳6か月の虫歯有病者率は、平成27年度が2.51%、令和6年度が0.82%、3歳児は、平成27年度が25.08%で、令和6年度が11.02%と改善しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、有病者率は改善しているものの、全国順位は依然横ばいの状況であることについて、今後どのように取組を進めていくか、また、妊婦に対して、生まれてくる子供への口腔ケアについて指導を行っていないのかとの質疑があり、執行部から、確かに全国順位は変わらないという状況であるが、虫歯有病者率は半分以下に改善しており、一定の成果を出している、また、乳児健診等の機会を捉えて、保護者への指導を行っている市町村もあるため、県としても、マニュアルを整備、提供しながら、市町村のレベルアップを図っているとの答弁がありました。

次に、委員から、高齢化率の上昇とともに、認知症の早期発見が重要であるが、認知症の罹患者の占める割合はどれぐらいで、地域の診療所と県内の認知症疾患医療センターをつなぐネットワークは機能しているのか、また、アルツハイマーの新薬は高額だが、どの程度使用されているのかとの質疑があり、執行部から、県内の認知症の高齢者有病者率は、推計で、令和4年度では、65歳以上で12.3%で約6.7万人、また、軽度認知障害は15.5%で8.5万人である、また、認知症疾患医療センターについては、基幹型センターを熊大病院として、熊本市を含め県内11か所に地域型のセンターを指定し、各圏域の整備を行っている、認知症サポート医の養成も行っており、かかりつけ医から地域型センター、そして基幹型センターにつながる3層構造で連携しながら対応している、新薬

を使用している患者数については把握していないが、患者に適合するか判断の上、投薬を行っているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、6月15日に本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係1議案、請願3件及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、国庫支出金返納金、総額5万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて161億5,600万円余であります。

商工労働部関係では、小規模事業者の賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に向けた取組に対する補助に対する経費等、くまもとサイエンスパークの中核となるイノベーション創発エリアの運営等を担うパークマネジメント法人設立に係る基金拠出に要する経費等、総額33億7,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般

会計、特別会計合わせて740億3,600万円余であります。

また、小規模事業者の賃上げ原資の確保をはじめ、経営課題の解決に向けた取組に対する補助に要する経費で、令和7年度3月補正予算として行った26億円の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

最後に、条例等関係議案についてであります。が、財産の取得について1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、商工労働部長の総括説明で、中東情勢の緊迫化による原油高、物価高への対応について、6月15日に、事業者の資金繰り支援のため、県融資制度を拡充し、運用を開始したとのことだが、これに対する反応はどうかとの質疑があり、執行部から、6月17日時点で、申込みが5件、7,700万円であり、うち1件、1,000万円の承諾がなされたとの答弁がありました。

さらに、委員から、すぐに対策を取っておりいいと思うが、中東情勢については、まだ予断を許さない状況であることから、今後も丁寧に対応していただきたいとの要望がありました。

次に、委員から、商工労働部長の総括説明で、くまもとサイエンスパークの中核拠点となるイノベーション創発エリアという言葉が何回か出たが、そのイメージを伺いたいとの質疑があり、執行部から、イノベーション創発エリアは、企業を集積するだけではなく、研究機関や企業の研究開発部門など多様な主体が集い、相互の交流を通じて産学官連携を生み出し、将来的にAIや自動運転、ロボットなど、半導体を使った新たな産業の創出を目指しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、イノベーション創発エリアでは、前例踏襲という概念を取り払い、スピード

感を持って取り組んでいただきたい、また、わくわく感をぜひここから発信していただきたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。が、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本日本委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された商工労働部の補正予算は、電気・ガス料金負担軽減のため、特別高圧受電契約事業者及びLPガス利用事業者に対する支援に要する経費、5億2,600万円余の増額補正であり、6月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額39億300万円余の増額補正であります。

これによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて745億6,300万円余であります。

以上が付託議案の内容であります。が、執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願につきましては、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。が、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、6月15日に本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告5件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の6月補正予算は、国の経済対策を活用したスマート農業の推進や種バレイショの産地育成に必要な機械等の導入支援、市町村における土地改良施設の緊急対応及び中山間地域における集落のネットワーク化推進に要する経費等、総額8億1,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて836億2,300万円余であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、中山間地域等直接支払事業は、中山間地域をしっかりと維持していくためには絶対に必要な制度だと思っており、ネットワーク化推進とあるが、その内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、中山間地域におけるネットワーク化とは、複数集落が協定により活動の連携を図り、共同作業や機械の共同利用及び共同運営を10ヘクタール以上で取り組むものであり、本県では、上天草市のみが取り組んでいる状況、全国的にも中山間地域のネットワーク化がなかなか進んでいないこともあり、本県において、ネットワーク化に向けて、推進組織をつくってきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業について、事故繰越として計上されているが、本県における事業内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、農業構造

転換集中対策について、国は、令和7年度から令和11年度までの5年間で2.5兆円の予算を確保している、大きく4つの柱があり、1つ目は、農地の大区画化であり、生産性を上げるため、1ヘクタール以上の農地大区画化を積極的に進めている、2つ目は、農業共同利用施設の再編、集約、合理化であり、9地区、事業費約60億円で事業に取り組んでいる、3つ目は、スマート農業技術の開発と生産方式の転換、実装であり、今回6月補正予算を提案するなど、国の事業をしっかりと活用し、スマート農業の現地実装を進めている、4つ目は、輸出産地の育成であり、令和5年度から、JA熊本経済連と連携したGFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業に取り組んでおり、輸出向けの地域の取組を支援し、輸出産地づくりを行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、農業構造転換集中対策事業は、5年間という期間限定であり、今手を挙げないと間に合わないので、地域の皆さんとしっかり話をしながら、国へ申請してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、スマート農業機械等の導入に対する助成はあるものの、農業機械を圃場まで運搬する必要があることから、運搬トラック等の導入に対する支援も必要ではないかとの質疑があり、執行部から、スマート農業機械等の導入による助成については、運搬車も対象と認められる場合がある、現場の必要性に応じて進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、地産地消の推進に関する施策の報告について、郷土愛の育成とあるが、具体的にはどういう取組なのかとの質疑があり、執行部から、県民アンケート調査では、地産地消という言葉は理解しているが、熊本県産を選んで購買する比率が伸びていない状況であることから、教育

分野なども含め、地域への愛着を農林畜水産物の購買にまで広げる取組のことであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、地元産を選ぶことは大事なことであり、需要につながり、生産者の方々の生産意欲にもつながっていくので、しっかり頑張ってもらいたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本日本委員会に付託されました追号議案である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された農林水産部の補正予算は、農業水利施設の電気料金等の高騰に対する助成に要する経費、1,900万円の増額補正であり、6月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると総額8億3,000万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて836億4,200万円余であります。

以上が付託議案の内容であります、執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係5議案及び報告9件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、道路事業などの国庫補助の増額に伴う経費及び災害関連事業に係る経費、58億8,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,294億5,900万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、専決処分の報告及び承認について外4議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、鞠智城PR事業について、鞠智城は、前々から特別史跡の国指定を目指し、積極的に要望活動をしていただけども、最近の状況はどうか、また、鞠智城の来客数はどういう状況かとの質疑があり、執行部から、国指定に向け、教育庁と連携しながら、歴史的価値や知名度を向上させるため、シンポジウム等を行っている、令和5年度には、文化庁の名義後援を初めて取得するなど、国においても認知いただいております、これまでの活動により前進していると考えている、また、鞠智城には、毎年約10万人の方に来場していただいております、さきもりころう隊を活用したPR活動等が貢献していると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、鞠智城の国指定に向けた活動についてはどこまで頑張るのか、ゴールを設定

して、今後またしっかり頑張ってもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、自転車通行空間整備事業について、自転車の安全走行の観点から、矢羽根などを整備されていると思うが、一方で、安全対策、交通安全の呼びかけというのはほとんどなされていないような気がする、矢羽根以外の整備についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、路側が狭いことが、自転車が車と近接する一番の要因になっているため、例えば、植樹帯を一部減じて路側を確保するなどの安全対策を検討している、あわせて、注意看板の設置により、安全対策を実施していきたい、また、例えば、天草では、ケーブルテレビや各市町村の広報誌等を通じて、交通安全の呼びかけを行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、多くの人が安全に通れる環境という考え方をしっかり持って事業を進めてもらいたい、また、今後の道路整備について、自転車空間をしっかりと確保し、改良するようにお願いしたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 教育警察常任委員会に付託されま

した案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例関係1議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、高校教育改革先導校の整備や県内不登校児童生徒に対する支援に要する経費等、総額72億2,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,532億8,600万円余であります。

あわせて、済々黌高校の長寿命化改修工事に係る債務負担行為の追加であります。

警察本部の6月補正予算は、所得税制度改正等に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修に要する経費や八代警察署職員駐車場の通路部分に係る土地購入に要する経費等、1,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、463億1,000万円余であります。

次に、条例関係議案についてであります、熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、不登校児童生徒を対象としたくまもとオンライン教育支援センター事業の内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、不登校児童生徒のうち、約半数を占める主に家庭で過ごす児童生徒に対し、インターネット上の仮想空間で自身のアバターを用いてコミュニケーションを取り、学習ソフトによる学習を行うなどして、生活や学習習慣を整える支援を行っていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、多様な手段で不登校支援を行う本事業に賛同するが、児童生徒が仮想空間やインターネットに依存しないよう、保護者へのアンケート等を実施し、状況を把握しながら事業を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、高等学校等教育改革促進基金を活用した事業の事業期間はどの程度か、また、今後どのように県立高校全体へ取組を広げていくのかとの質疑があり、執行部から、本事業計画は3か年であり、今回申請中の先導校4校は、高校教育改革のパイロットケースと位置づけている、今年度中に策定を予定している本県高校教育改革の実施計画に先導校の取組や成果を反映させることで、全ての県立高校へ効果を波及させていくとの答弁がありました。

次に、委員から、家庭教育支援の推進について、令和7年度の成果にあるつながりの希薄化への対応として、くまもと「親の学び」講座の受講者数等が増加しているとあるが、その具体的な分析内容と今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、子ども会やPTAの加入者減少に伴う地域交流の希薄化により、家庭教育の学びの機会が減少することが懸念される、そのため、親の学びトレーナーを中心とした講座の拡充に加え、オンデマンド講座に今年度新たに子供との接し方を追加するなど、講座の質の向上に注力していくとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもと新時代教育大綱の下、こどもまんなか熊本の理念を大切にしながら、地域コミュニティと緊密に連携して、家庭教育支援に取り組むことが地方創生や地域の持続可能性につながる、このことを強く意識して、しっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、繰越明許費の増加は、昨今の

世界情勢や物価高騰に関連しているのではないかと考えているので、情勢変化に柔軟に対応し、工期、工程等については、現場と緊密な調整を行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、6月15日に本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係7議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和8年度6月補正予算は、令和7年度の国の経済対策への対応等に必要な予算など、182億5,500万円余の増額補正であり、補正後の令和8年度の一般会計予算総額は、9,535億9,000万円余であります。

また、平和7年度3月補正予算として、小規模事業者への支援に要する経費26億円の増額補正等に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります、

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外6議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国際交流・留学プログラム構築推進事業について、活用する学校や受け入れる外国人留学生について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、私立高校1校から、台湾、インドネシア、フィリピンの留学生を受け入れるために活用する旨聞いているとの答弁がありました。

次に、委員から、自動運転バスの実証運行に関し、バスの購入経費やシステム構築等経費の内訳を教えてほしい、また、今回は実証実験であることから、その後は、他の路線に広げたり、民間企業がその技術を利用して事業を行っていくことにつながるのかとの質疑があり、執行部から、経費の主な内訳として、車両購入費が約1億円、システム調整等に係る経費が約9,000万円ほどである、また、この事業は、コンソーシアムの形で実証実験に取り組みたいと考えており、コンソーシアムは、県と九州産交バス株式会社を予定している、まずは、九州産交バス株式会社に自動運転技術が蓄積され、将来的には自走化されることを目指していきたい、車両は高額であるが、自動運転技術は日々進化しており、各地域での自動運転の取組が進めば、全体的なコストダウンも期待されるため、九州産交バス株式会社に蓄積される技術を他のバス事業者に展開していくことを目指していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本日本委員会に付託されました追号議案

である予算関係1議案につきまして御報告申し上げます。

今回提出された補正予算は、国の補正予算の成立を踏まえた、地域の実情に応じた生活者、事業者の支援に必要な予算として、11億100万円余の増額補正であり、6月補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせると、一般会計で総額193億5,600万円余の増額補正であります。

これらによりまして、補正後の令和8年度の一般会計の予算総額は、9,546億9,200万円余であります。

以上が付託議案の内容であります、執行部から説明を受け、審査を行った結果、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(内野幸喜君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第19号まで及び第24号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外19件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する経済環境常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第33号から第35号までを一括して採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、請第33号外2件は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕



日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

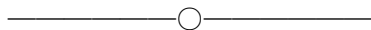
お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕



知事提出議案(第20号から第23号まで)

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

去る15日の会議において提出されました知事提出議案第20号から第23号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第20号から第23号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第20号から第23号までを一括して議題といたします。

第20号 人事委員会委員の選任について

第21号 公安委員会委員の任命について

第22号 収用委員会委員の任命について

第23号 収用委員会委員の任命について

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して、会議で議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第20号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(内野幸喜君) 次に、議案第22号及び第23号を一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号外1件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

—————○—————

議員提出議案の上程(第1号から第7号まで)

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第7号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第7号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第7号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区

域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
城 下 広 作
西 聖 一
緒 方 勇 二
河 津 修 司

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（平成26年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則の表熊本市第一選挙区の項中「12人」を「13人」に、天草市・天草郡選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

熊本県議会議員の各選挙区の人口に変動があったので、選挙区の定数を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況にある。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子供たちの教育環境の確保などの課題にも取り組む必要がある。

このような中、中東情勢が緊迫化し、原油の供給をめぐる問題が長期化することも予想され、燃料油価格の高騰に伴い、県民生活はもとより運輸業、農林水産業、製造業、卸売・小売業、建設業などの幅広い産業活動及び事業者の経営に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

また、国において、必要な予算を可能な限り当初予算で措置することとされた場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となる一

方、必要な事業量に対する十分な予算の確保や補正予算債などの有利な起債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの復旧・復興に全力で取り組みながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要に加え、公契約等における継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格・人件費の上昇等に起因した地方経済への影響を踏まえ、令和9年度以降においても、地方財政計画の歳出総額を充実確保するとともに、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要不可欠な地方一般財源総額を充実確保すること。
- 2 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講ずること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴い生じる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化を図ること。

4 中東情勢の長期化を見据え、県民生活における不安の解消や各産業分野における事業継続のため、燃料油の価格に対する継続的かつ安定的な支援や原油由来の製品を含む資材等の安定的な確保を図ること。

5 これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靱化やインフラ老朽化対策、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備などに引き続きちゅうちょなく取り組めるよう、当初予算における必要な事業量に対する十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様
衆 議 院 議 長 森 英 介 様
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣 高 市 早 苗 様
総 務 大 臣 林 芳 正 様
財 務 大 臣 片 山 さ つ き 様
農 林 水 産 大 臣 鈴 木 憲 和 様
経 済 産 業 大 臣 赤 澤 亮 正 様
内 閣 官 房 長 官 木 原 稔 様
内閣府特命担当大臣
(防 災) あ か ま 二 郎 様
内閣府特命担当大臣
(地 方 創 生) 黄 川 田 仁 志 様
内閣府特命担当大臣
(経 済 財 政 政 策) 城 内 実 様

議員提出議案第3号

危機に直面する農林畜水産業への施策・
予算に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一
城 下 広 作

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

危機に直面する農林畜水産業への施策・
予算に関する意見書

本県は、豊かな自然と多彩な地形を背景に生産者・事業者のたゆまぬ努力により多種多様な農林畜水産物が生産されており、日本全国の食卓を支え、国の食料安全保障の一翼を担う重要な地域となっている。

しかし、近年の農林畜水産業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化に伴い、生産活動を支える就業人口の急激な減少をはじめ、国際情勢の不安定化や円安に伴う燃料・肥料・資材等の高騰、地球温暖化に起因する異常気象や災害の激甚化などに伴い、厳しい状況が続いている。

特に、今般の中東地域における地政学的緊張の高まりは、エネルギー供給の不安定化や国際物流の停滞を生じさせており、農林畜水産業の生産・流通・販売等、全ての段階において徐々に影響が広がりを見せており、経営の持続性を揺るがす事態が生じている。

また、一方で、国では令和9年度に向け、農政の重要な柱である水田政策の見直しが進められており、次年度に始まる新たな施策の方向性が徐々に示されつつあるが、生産現場においては、これまで実需と結びついた主要品目の次年度の作付け準備を目前に控え、秋以降の安定的な農業経営が継続できるか不安が広がっている状況にある。

今後、農業構造転換集中対策期間の施策を着実に進めるとともに、さらに地域の実情の精緻な把握により、中長期的な支援拡充も視野に施策の展開を図ることが、農林畜水産業の持続的

発展に不可欠である。

よって、国におかれては、国民の命・生活に直結する食料生産の維持・発展のため、足腰の強い農林畜水産事業者の生産・経営体制の構築に向け、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 中東情勢に伴う農林畜水産業への影響を鑑み、燃料・肥料・飼料等の価格高騰に対応するセーフティーネット対策の充実・強化や、生産資材等の安定供給を図るとともに、影響の長期化を見据え、予備費の活用などによる生産者への支援策を講ずること。
- 2 農林畜水産業の持続的発展に向け、生産基盤・経営基盤の維持・強化に向けた取組に必要な予算を安定的・恒久的に確保するとともに、物価高騰等の影響も鑑み、生産者や地方自治体の負担軽減を図るため、さらなる補正予算も含め積極的な財政出動に取り組むこと。
- 3 令和9年度の水田政策の見直しについては、需要に応じた生産に向け、これまでの水田フル活用の取組が将来にわたって継続できるよう、適切な助成水準の設定など経営安定対策の充実を図るとともに、農産物の合理的な価格形成に向けた対応の強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
総務大臣 林 芳 正 様

財 務 大 臣 片 山 さつき 様
農林水産大臣 鈴 木 憲 和 様
経済産業大臣 赤 澤 亮 正 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

議員提出議案第4号

インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
岩 田 智 子
幸 村 香代子

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書

複雑で厳しい国際環境において、我が国の外交政策等が的確な情報に基づき決定・実施されるため、情報収集・分析を行うインテリジェンス機関の機能を強化することは極めて重要である。

他方で、過去には、インテリジェンス機関の違法な活動により人権が侵害された例があり、インテリジェンス機関に対する民主的統制が必要である。海外主要国では、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門の組織があり、人権侵害を防止するとともに、インテリジェンス活動への信頼を高めている。

しかし、日本ではこうした組織が欠けており、インテリジェンス活動に対する信頼が醸成されにくい制度となっている。

そうした中、第221回特別国会で、インテリジェンス強化のための「国家情報会議設置法」

が成立した。立憲民主党は、民主的統制組織の設置の検討など、インテリジェンス機関による人権侵害を防止するための仕組みについての修正を求めたが、修正はなされず、人権侵害への懸念は払拭されていない。

よって、国におかれては、インテリジェンス活動によって国民の権利利益が不当に制約されることを制度的に防止し、インテリジェンス機関への国民の信頼を醸成してインテリジェンス機能を強化するため、インテリジェンス機関に対する民主的統制を行う専門組織を設置することについて速やかに検討するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

議員提出議案第5号

武器輸出について憲法の平和主義並びに
国連憲章に基づく厳格な運用を求める意
見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
岩 田 智 子
幸 村 香代子
熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

武器輸出について憲法の平和主義並びに
国連憲章に基づく厳格な運用を求める意

見書

政府は、武器輸出に関するルールである「防衛装備移転三原則」と運用指針を改定し、輸出を「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘分野の5類型に限定してきた枠組みを撤廃し、ミサイルや戦闘機、護衛艦、潜水艦などの殺傷能力のある武器輸出も原則可能とした。平和国家としての在り方に関わる歴史的な政策の大転換であるにもかかわらず、国会での議論を経ずに閣議決定をした政府の姿勢は国民不在と言わざるを得ない。

日本を取り巻く安全保障環境は近年厳しさを増している。完成品の移転は地域の抑止バランスや緊張に直結するにもかかわらず、武力紛争当事国への移転を可能とする例外規定の基準や例示が極めて曖昧であることや、国会の関与が輸出決定後の事後通知にとどまることなど、輸出に関する歯止めが不十分となっている点も問題である。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 憲法の平和主義の理念と国連憲章の遵守を堅持し、「国際紛争を助長することになること、あるいは国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上で武器を輸出することは、平和的生存権を保障するという憲法に反する」との歴代政府が積み上げてきた政府見解を堅持しつつ、その整合性について説明責任を果たすこと。
- 2 防衛装備移転の拡大が、東アジアの軍拡競争を助長し「平和国家」としての日本の信頼を損なうことがないように、多角的な外交シミュレーションを実施し、平和外交への影響評価と国際的信頼の堅持に努めること。

- 3 5類型を撤廃することは、より広範な防衛
装備移転へと目的が拡大・変容するものであ
ることから、その正当性と必要性について、
国会の場において国民に明確に説明するこ
と。
- 4 武力紛争当事国への移転については、移転
先国家が武力行使を行っている場合には例外
を認めず、憲法の平和主義並びに国際法上の
適法性を担保するための具体的な基準をあら
かじめ策定・公表するとともに、「紛争当事
国」の定義を見直すこと。
- 5 殺傷力の高い武器や過去に政府として判断
を行ったことがない初の案件については閣議
決定を行うなど、政府全体で責任を負うこ
と。その際、移転対象を国連憲章の目的と原
則に適合する方法で使用することを義務づけ
る国際約束の締約国に限定し、かつこれを誠
実に履行すると認められる国に限定するこ
と。
- 6 一定の金額を超える案件については、国会
への事前通知を義務化し、反対決議がないこ
とを移転の条件とすることを含め検討を行う
こと。
- 7 目的外使用を阻止するための監視体制を一
段と強化するとともに、移転判断の根拠やプ
ロセスを可能な限り可視化し、事後的な検証
を可能にする情報公開の仕組みを整えるこ
と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書
を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様

外務大臣 茂 木 敏 充 様
防衛大臣 小 泉 進次郎 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

議員提出議案第6号

高額療養費制度の見直しを求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議
規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
城 下 広 作
岩 田 智 子
熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

高額療養費制度の見直しを求める意見書
政府は令和8年（2026年）の特別国会に、高
額療養費について、長期療養者への一定の配慮
を規定した「健康保険法等の一部を改正する法
律案」を提出した。一方で、政府は令和8年
（2026年）8月、令和9年（2027年）8月の2
段階で、高額療養費の自己負担限度額を引き上
げることを予定しており、多数回該当や年間上
限に該当しない場合の患者負担が現行より増加
すること等が想定されている。

また、そもそも現在の高額療養費制度におい
ても、公的医療保険の中核制度であるにもかか
わらず、経済的な負担から治療を断念したり、
生活の困窮に陥ったりする場合があります、憲法第
25条の生存権保障の趣旨に適合するものとなっ
ていない。

この問題について、現在の物価上昇などの経
済社会情勢を踏まえ、的確な対応が必要であ
る。特に、現役世代については、がんや難病を
患うと家計における収入・支出への影響が大き
く、収入減により教育費の負担をはじめ扶養に

要する費用の負担が増加することから、十分な配慮が必要である。

よって、国におかれては、全ての国民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、高額療養費制度の在り方の見直しについて、法改正等を行った上で、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1 高額療養費に係る政令を定めるに当たっての考慮事項等を追加し、憲法第25条の生存権の趣旨を踏まえて、高額療養費の制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう、高額療養費の支給要件、支給額等に関して必要な事項が定められるべき旨を明確にすること。

2 高額療養費の支給を受ける患者の収入とその変動状況、教育費等の支出、生活の実態の調査を行う、社会保障審議会が高額療養費の支給を受ける患者等の意見を聴取する等の基本方針に基づき、高額療養費制度について抜本的な改革を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議員 内 野 幸 喜

衆議院議員 森 英 介 様

参議院議員 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様

財 務 大 臣 片 山 さつき 様

厚生労働大臣 上 野 賢一郎 様

議員提出議案第7号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議

規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 城 下 広 作

西 聖 一

熊本県議会議員 内 野 幸 喜 様

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。

しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声がある。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増しているが、こうした時代だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが望まれる。

80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議員 内 野 幸 喜

衆議院議員 森 英 介 様

参議院議員 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
外 務 大 臣 茂 木 敏 充 様
防 衛 大 臣 小 泉 進次郎 様
内閣官房長官 木 原 稔 様

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第4号から第7号までについては、委員会付託は省略し、第1号から第3号までについては、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して、会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これよりまず、議員提出議案第4号から第6号までに対する提出者の説明を求めます。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 立憲民主連合の岩田智子です。

ただいま上程されました議員提出議案第4号、インテリジェンス機関への民主的統制強化を求める意見書、第5号、武器輸出について厳格な運用を求める意見書、そして、同第6号、高額療養費制度の見直しを求める意見書、以上3件の意見書案につきまして、提案理由説明を行います。

これら3つの意見書は、情報機関の在り方、武器輸出ルール。そして、医療保険制度、分野こそ全く異なります。しかし、底流に流れている思いはただ一つです。それは、国の政策が県民の命、暮らし、そして、基本的人権を脅かすことのないよう、民主主義国家としての適切な歯止めと血の通った対応を国に求めるという、私たち地方議会の強い決意であります。

まず、第1のインテリジェンス機関への民主的統制強化についてです。

厳しさを増す国際情勢の中で、我が国が的確な外交・防衛政策を展開するため、情報収集の機能を強化することに異論はありません。

しかし、強力な権力には、必ず適正な歯止めが必要です。過去の歴史が示すとおり、統制なき情報機関の肥大化は、国民のプライバシーや人権の侵害に直結します。

欧米のG7各国のように、人権侵害を防ぐ専門的な民主的統制組織を置くことは、情報機関の手足を縛るものではありません。むしろ、国民の信頼という土台があってこそ、情報機関は真の力を発揮できます。機能の強化と民主的統制は車の両輪です。

国には、世界の常識にのっとった専門組織の設置を速やかに検討するよう求めます。

次に、第2の武器輸出の厳格な運用についてです。

東アジアの安全保障環境が厳しい中、平和国家としての我が国の国際的信頼は必須です。しかし、殺傷能力のある武器の輸出までを可能とする戦後日本の歴史的な政策転換を、国会での十分な議論を経ずに、閣議決定のみで進めた手法は、議会制民主主義の観点から看過できません。

万が一、ルールの曖昧さから日本製の武器が目的外使用されれば、我が国が築き上げてきた平和国家としての国際的な信頼を根底から毀損します。

ここ熊本には、国防を担う自衛隊員の皆様と御家族が多く暮らしておられます。国会による事前通知や事後検証といった正当な歯止めがないまま、日本が予期せぬ紛争の当事者として巻き込まれ、彼らを危険にさらすようなことがあってはならないと思います。

最後に、第3の高額療養費制度の見直しについてです。

政府が予定している高額療養費の自己負担限度額の引上げは、医療保険制度の維持という財政的な苦心があることは理解をします。しかし、病と闘う県民の現実に、あまりに酷な方針と言わざるを得ません。

特に、働き盛りであり、子育て中の現役世代ががんや難病に倒れた場合を想像してください。治療による休職で収入が激減する中、教育費などの支出は待ってくれません。子供の進学のために、命をつなぐ高額な治療を諦める、ここ熊本の地で、このような悲劇を生んではなりません。

本意見書は、単なるばらまきの要求ではありません。患者の皆様のリアルな生活実態をしっかりと調査し、憲法第25条の生存権の理念に立ち返った、当事者に寄り添う抜本的改革を求める極めて建設的な提案であります。

議員各位、国の政策を正しい方向に導き、県民の不安を払拭することは、私たち熊本県議会に課せられた重い責任です。情報機関に民主的な統制を効かせること、平和国家としての信頼と自衛隊員の命を厳格なルールで守ること、そして、病に苦しむ人々の命と生活を医療制度で守り抜くこと、これら3件の意見書案が求める内容は、党派の垣根を越えて、政治に関わる全ての者が共有すべき、国民を守るための基本姿勢であります。

以上が3つの意見書を提案する理由です。

どうか、議員各位におかれましては、大局的な見地から、これら3件の意見書案の趣旨に御賛同賜りますよう心からお願いを申し上げ、提案理由説明を終わります。

○議長(内野幸喜君) 次に、議員提出議案第7号に対する提出者の説明を求めます。

城下広作君。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 公明党の城下広作でございます。

議案第7号、非核三原則の堅持を求める意見書に対する提案理由説明を行います。

非核三原則、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、昭和42年、1967年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年、1971年には、衆議院において、その遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられてきました。

歴代内閣も、これを一貫して堅持しております。我が国の平和国家としての歩みを支える重要な原則となっていることは御承知のとおりであります。

ただ、国家安全保障戦略など、安保3文書年内改定に向けた有識者会議において、年内に非核三原則について見直しを論議する動きがあります。

この意見書の提出に当たり、今の段階での論議は早いとの意見もあるようですが、決められてからでは遅い。今こそこの声を上げなければ手遅れになると危惧し、今議会での意見書の提出に至りました。

既に、全国では、同様の趣旨による意見書が、過日の新聞の記事によりますと、県をはじめ市町村において、73地方議会で採択が行われています。ちなみに、九州での県関係においては、既に宮崎県が採択され、長崎県も、来月意見書案の提出の予定と伺っています。

ここで、改めて三原則が持つ現実的な意義について述べますと、昨年、政府主催の国際賢人会議メンバーである一橋大学国際・公共政策大学院の秋山信将教授は、「戦後日本が核軍縮を推進し、「核兵器のない世界」の実現を目指していくという点で、核兵器を自ら保有・製造しないこと、米国との関係において持ち込ませないことをうた

い、核兵器と一定の距離を置く姿勢を示したことは重要だった。現実問題として特に冷戦後、周辺国の核の脅威に対処する観点から改めて米国の拡大核抑止(核の傘)の重要性が強調されていく中でも、非核三原則を維持してきたことは日本の理想追求の姿勢を示す重要な政策であったし、今後も重要であることは間違いない。」と語られています。

また、核兵器不拡散条約、NPT再検討会議が来年行われるが、日本はどのような姿勢で臨むべきかとの問いに、秋山教授は、「どんなに安全保障環境が厳しくても、普遍的な価値を掲げていくことは忘れてはならない。現在、「核軍縮は時代遅れだ」といった空気がまん延し、「勢いが失われつつある。たとえ「茶番だ」と言われても、核軍縮の重要性を訴え続けることが大切だ。被爆地を抱える日本としては、「被爆の実相」を多くの人たちが再認識するような発信をしていくべきだ。「ヒロシマ・ナガサキ」は、日本がパブリック・ディプロマシー(広報文化外交)で優位に立つための道具ではなく、日本が人類と共有すべき歴史の遺産だ。被爆者の平均年齢が86歳を超えた今だからこそ、われわれは過去の経験から学び、後世に伝えていく責任がある。」。日本は核保有国と非保有国の橋渡し役を掲げていることについても、「これまでは、核保有国と非保有国の対立だけだったが、近年は米ロ中の中での戦略的な対立が加わり、より複雑化している。そうした環境の悪化が、核兵器を持たない国々に諦念をもたらしてしまうことを心配している。日本としては、核保有国と非保有国の両者が参加できる場で、共通の課題・対話を用意することが大事だ。」とも述べられています。

また、ICAN、核兵器廃絶国際キャンペーン国際運営委員・会長の川崎哲氏は、「核の再整備

の動きは、日本だけではなく、ヨーロッパなどでも起きている、そうした状況の中で、日本がどのような立場を示すか、国際的にも非常に注目をされています、日本は核を認めないという姿勢を貫けば、周辺国や世界に安心感を与えることになり、反対に、非核三原則を見直すような動きになれば、連鎖的に国際世論も核配備の方向に進むおそれがあります、そうした意味で、日本の非核三原則の意義は、国際的に見ても非常に大きいのです。」と述べられています。

こうした識者の声や、日本では、各地の自治体が1980年代に次々と非核平和都市宣言を行いました。今や、宣言をした自治体は、全国の94%に上ります。核軍縮を希求する市民の願いが大きな連帯となった一つの例ではないでしょうか。

ちなみに、本県も、平成13年3月、2001年に、核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言を決議しました。

今、世界は、紛争の連鎖が途切れることはありません。大国が一方的に力による現状の変更を試み、時には、核の威嚇により、相手を屈服させる言動も見受けられます。このような行為には、国際社会が一丸となり、阻止しなければならないと考えます。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核の非人道性を訴えつつ、同盟や抑止といった現実とも向き合いながら、段階的な核軍縮を支える立場を取ってきました。こうした外交、安全保障のバランスは、非核三原則を実際に機能させるための工夫とも言えます。

国内においても、核政策への向き合い方は一様ではありません。だからこそ、非核三原則が政府や政策決定の場で歯止めとして意識され続けることが重要と考えます。

よって、今回意見書を提出しましたが、議員各

位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長(内野幸喜君) これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議員提出議案第1号から第3号までを一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号外2件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第6号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第6号は、否決いたしました。

次に、議員提出議案第7号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第7号は、否決いたしました。

次に、議員提出議案第4号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立

または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第4号は、否決いたしました。

次に、議員提出議案第5号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(内野幸喜君) 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第5号は、否決いたしました。

—————○—————

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 坂 梨 剛 昭

熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和6年1年間で約9兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。

地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。

今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を継続して行うよう下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設まで

の間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。

- 2 今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 内 野 幸 喜
衆 議 院 議 長 森 英 介 様
参 議 院 議 長 関 口 昌 一 様
内 閣 総 理 大 臣 高 市 早 苗 様
財 務 大 臣 片 山 さ つ き 様
内 閣 官 房 長 官 木 原 稔 様
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 黄川田 仁 志 様

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よ

って、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(内野幸喜君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和8年6月24日

次のとおり議員を派遣する。

1 台湾・熊本経済共創フォーラム2026等

(1) 派遣目的 台湾とのさらなる交流拡大に官民連携で取り組むため、県、熊本市及び肥後銀行が主催する同フォーラムに参加し、台湾の経済団体等に向けて熊本のPRを行う。また、台北市及び高雄市を訪問し、経済交流等の状況視察を行う。

(2) 派遣場所 台湾（台北市、高雄市）

(3) 派遣期間 令和8年7月26日(日)から7月28日(火)まで

(4) 派遣議員 西 聖一、前田憲秀、松村秀逸、坂梨剛昭

2 九州各県議会議員交流セミナー

(1) 派遣目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等につい

て情報や意見の交換を行うことにより、政策提案その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、共に九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。

(2) 派遣場所 鹿児島県

(3) 派遣期間 令和8年8月6日(木)から8月7日(金)まで

(4) 派遣議員 岩中伸司、前田憲秀、楠本千秋、池永幸生、城戸 淳、荒川知章、坂梨剛昭、堤 泰之、幸村香代子、斎藤陽子、立山大二郎、杉嶋ミカ

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和8年6月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午前11時56分閉会